# 点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		避難行動要支援者名簿規定の整備及び災害時における 被災者の運送規定の新設			おける 府省	名 内	内閣府	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	<del>;</del>	□その他	
		災害対策基本法						
規制の区分		■新設等    □緩和    □						止
点検項目		評価の実施状況						課題
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり    □説明なし						
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担な	il [	]分析なし	
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担な	il [	]分析なし	*
	④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担な	il [	]分析なし	
(5)	便益の分析	□金銭価値化	□定量化	■定	性的記述		]分析なし	
6	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	■定性的な	分析 [	]分析なし	*
代替案	⑦ 代替案の 設定	□設定あり	設定あり     □想定される代替案なし    ■設定なし					*
	<ul><li>8 代替案との 比較</li></ul>	□費用・便益で比較  □費用で比較  □便益で比較  ■比較なし					■比較なし	
9	レビューを行う 時期又は条件	■設定あり□設定なし						*
	課題の説明】							

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したも の(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び 補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

### 【点検結果表の別紙】

# ≪行政費用に係る補足説明≫

#### ○ 当省の照会

行政費用について、i) 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務に関するものとして、「本制度の周知、徹底を図るための負担が発生する」と記載しており、ii) 被災者の運送の要請に関するものとしては、「特段の行政費用は発生しない」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。

具体的には、i) 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務に関するものとしては、名簿を第三者に提供する際に、本人の同意が必要となることから(改正後の災害対策基本法(以下「法」という。)第49条の11の3項)、同意を得るための手続に関する費用の発生が想定される。また、ii) 被災者の運送の要請に関するものとしては、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が運送を行った際に費用が発生することが想定される(法第91条)。

# ○ 内閣府の説明

iについて、名簿を第三者に提供する際に、本人の同意が必要となり(法第49条の11の3項)、また提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること等に努めなければならない(法第49条の12)ことから、同意を得るための手続に関する費用、措置を講ずるための費用の発生が想定される。

ii について、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が運送を行った際に費用が発生することが想定される。

# ≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

### ○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、分析の結果を示していないが、 本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

#### ○ 内閣府の説明

名簿規定の整備について、名簿情報の提供を受けた者に対し守秘義務を課さなかった場合、避難行動要支援者からの信頼が確保されず、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについての同意が得られないこととなり、本制度を活用した避難支援制度そのものの実効性を著しく毀損することとなる。本規制は、そのような事態を回避するという便益に加え、身体の障害に関する情報等秘匿性の高い個人情報を扱いつつも、名簿を活用した避難支援等を平常時から速やかに講じていくことが可能になるという大きな便益がその費用に比してあるものと考えている。

被災者の運送について、運送の指示により指定公共機関等に対する運賃支払等の行政費用が発生する。しかし、その費用は、契約等によって運送事業者に運送を指示した場合にも発生するものである。

また、本規制の実施により、災害時において、運送事業者である指定公共機関等によって、保護の必要な被災者の円滑かつ安全な運送手段を確保することによって得られる、国民の生命及び身体の保護という高い便益と比較して、その費用は正当化できるものと考えている。

# ≪代替案の設定に係る補足説明≫

# ○ 当省の照会

代替案について、i) 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務、ii) 被災者の運送の要請の両方ともに、「本規制を設けない」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な手段を明示する必要がある。また、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

### ○ 内閣府の説明

名簿規定の整備について、本規制は、身体の障害に関する情報等秘匿性の高い個人情報を扱う上で、避

難行動要支援者からの信頼を得ながら、名簿情報を活用した実効性のある避難行動支援等を講じていくための大前提として必要となるものであることから、代替案については想定されないものと考えている。

被災者の運送について、本規制は、地方公共団体が運送事業者と事前に締結した協定が機能しないような事態を想定しており、そうした事態において運送を要請すべき他の機関(代替手段)として、指定公共機関等以外は考えられないことから、代替案については想定されないものと考えている。

# ≪レビューを行う時期又は条件に係る補足説明≫

### ○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

### ○ 内閣府の説明

名簿規定の整備について、本規制を前提とした名簿情報の避難支援等関係者への提供の状況や、それを 活用した個別計画の策定状況等を勘案してレビューを行うことが適当であると考えている。

被災者の運送について、本規制に基づく運用が実際になされた災害が発生した後、その運用の状況等を 勘案してレビューを行うことが適当であると考えている。